

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2006年6月20日発行 vol.14 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

取消訴訟第10回口頭弁論 もう結審!? 判決は7月14日 保谷前市長への証人申請は却下

木で鼻をくくるとはこのことか

人事異動で転出した菅野博之裁判長にかわって新たに訴訟を指揮することになったのは、杉原則彦裁判長。席につくとすぐ「原告からの証人申請は却下する。判決は7月14日」と結審を宣告、法廷は数分で閉廷しました。まさに木で鼻をくくったような対応。原告が申請していた保谷高範・前西東京市長、藤本一男・作新学院大学助教授に対する証人申請は、いずれも受け入れられませんでした。

この日で10回目を迎えた取消訴訟の口頭弁論でしたが、被告訴訟代理人である総務省の訴務検事らは、最後まで国にとっての住基ネットの利便性合理性を訴えるばかりで、ついに被告である西東京市独自の主張を聞くことはできませんでした。わたしたちが国ではなく、市を相手に裁判を起こしたとき、基礎自治体である市であれば、住民の利益や権利をめぐる真剣な議論を交わすことができるのではないかと、という一縷の期待をこめていました。市との実質的な対話がついに実現しないまま審理を終えることになってしまったことは、残念としかいえません。

原告代理人の清水勉弁護士は「新しく来て、わずか2カ月後には判決を言い渡すということは、どちらかという内容的にレベルの低い判決文にならざるをえないのではないかと危惧しています。

行政の便宜は精神の自由に優先する？

原告側はこの日も準備書面(8)を提出し、主張を重ねています。ドイツ連邦憲法裁判所の判例を紹介した平松毅・大東文化大学法科大学院教授の意見書をもとにし、住基ネットがどのように自己情報コントロール権の喪失をもたらすかを論じました。

ドイツの個人情報保護法は「情報処理装置の形成及び選択は、個人情報に全くまたは可能な限り少なく収集し、処理し又は利用するという目的に照らして構成されなければならない」として、行政機関はなるべく個人情報を集めないという原則に立っています。個人の精神的自由は行政の便宜に優越する

ということを確認しているのです。日本国憲法のもとでもまた、精神的自由は行政の便宜に優越すべきものであり、国の言うままに「行政の利便性」

さえ主張すれば、住基ネットは合理化できるとする

かのような被告主張は、認められるものではありません。

7/1 (±)

午前10:30～
田無町地区会館
会費500円(軽食つき)

西東京「住基ネット
いらない!」ダブル
訴訟報告集会

国賠訴訟第10回口頭弁論 / 全国でウィニー禍蔓延 システム本体を守っても、100%は防げない

国賠訴訟の第10回口頭弁論は、5月29日に開かれて原告被告双方がそれぞれ準備書面を提出しています。

前回原告が出した準備書面(9)への反論として書かれた被告の準備書面(7)は、原告の提起したさまざまな論点を「独自の見解だ」として、ことごとくしりぞけようとする内容になっていますが、その内容は原告主張を誠実に検討したものとは思えません。たとえば「市町村がもつサーバーには、他の市町村住民の情報は蓄積されない。住基ネット本体への侵入は極めて困難だから、どこかの市で侵入されても西東京市民に具体的危険が生じるわけではない」などとしています。

一方、原告側の準備書面(10)では、ウィニー問題と情報漏洩について論を展開しています。ウィニーによる情報流出は、システムそのものの欠陥ではなく、人的セキ

ュリティの問題といえます。いくらシステム本体を守ったとしても、人的要因による情報流出を100%防ぐことはできません。罰則を強化すれば、規則を守らせれば大丈夫、などということはいえないのです。情報はいったん流出すれば、元を止めても拡散し続けるのを抑えることはできません。

漏洩の危険があることを前提とした対策をあらかじめ講じておく必要がありますが、住基ネットのような一元的システムが本当に必要なのでしょうか？ 被告は国ではなく、西東京市です。この裁判の論点は実は「住基ネットの安全性」ではなく「西東京市民の個人情報保護」であったはず。とすれば、市と市民にとって安全な情報管理とは、コード番号を廃止して必要な情報をその都度1対1でやりとりすることではないでしょうか。(H)

代理人から一言

鈴木雅人弁護士



弁護団の鈴木です。約2年余りの間、弁護団の一員として私なりの視点で色々考えつつ本件訴訟に携わってきたつもりですが、今般米国留学のため一時訴訟から離れることとなりましたのでご報告申し上げます。留学先は New Hampshire 州 Concord という Boston の北方 100 キロ程の田舎町にあり、そこで知的財産法と情報法制を中心に、かの国の Legal System を見てこようと考えています。皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、米国で学んだ事柄が巡り巡って本件に役立つ場合も有ろうかと考えております。特に外国の事情に関する情報が必要な局面が出てきましたら、何時でもご連絡頂ければと思いますし、最終的な本件訴訟の結論が我々の望むような形でもたらされるよう願っております。

よてい表

**住基ネット訴訟・西東京の会 2006 年度総会
西東京「住基ネットいらない!」訴訟報告集会**

2006 年 7 月 1 日 (土)

総会 10 時 ~、報告集会 10 時 30 分 ~
西東京市 田無町地区会館 (田無警察署そば)

取消訴訟 第 11 回口頭弁論 (判決言い渡し)

2006 年 7 月 14 日 (金) 13 時 10 分 ~
東京地裁 708 号法廷

国賠訴訟 第 11 回口頭弁論

2006 年 7 月 31 日 (月) 10 時 ~
東京地裁 713 号法廷

原告被告双方の準備書面は、国賠訴訟は題字下の URL で、取消訴訟は下記の URL に収録していますので、是非お読みください!

とめよう住基ネット西東京市民の会

<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>

活動日誌

5 / 9 取消訴訟第 10 回口頭弁論
5 / 29 国賠訴訟第 10 回口頭弁論
6 / 17 世話人会